

議案第92号

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の育児休業等に関する条例(平成4年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。
ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該

勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第19条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業

の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の阿見町職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

阿見町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。） （部分休業_____の承認） 第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数_____を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第17条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請	

改正前	改正後	備考
<u>休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内	<u>求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内	

改正前	改正後	備考
(新設) (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>	<u>第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>	

改正前	改正後	備考
<u>第19条 第12条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>第19条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正について

【改正の理由】

- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に関連した条例の改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 条項の追加【第 1 条関係】

- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による条項の追加に併せて改正を行うものの。

(2) 部分休業をすることができない職員【第 16 条関係】

- ・ 部分休業をすることができない職員の要件について、勤務時間に関する要件を削除するもの。

(3) 第 1 号部分休業（現行の部分休業）【第 17 条関係】

- ・ 勤務時間の始め又は終わりに限り取得できる要件を削除するもの。
- ・ 1 日につき勤務しない時間を 2 時間の範囲内で、30 分単位で設定できるもの。

(4) 第 2 号部分休業【第 17 条の 2 関係】

- ・ 1 日につき勤務しない時間を 1 日単位又は 1 時間単位で設定できるもの。

(5) 部分休業の請求期間【第 17 条の 3 関係】

- ・ 部分休業の請求期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とするもの。

(6) 第 2 号部分休業を請求できる時間【第 17 条の 4 関係】

- ・ 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分（10 日）まで請求可能とするもの。
- ・ 非常勤職員 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間まで請求可能とするものの。

(7) 部分休業の申出内容の変更【第 17 条の 5 関係】

- ・ 特別な事情がある場合に限り、申出内容の変更ができるもの。

(8) 部分休業に伴う給与の減額【第 18 条関係】

- ・ 第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業について、給与の減額を設定するもの。

(9) 部分休業の取消事由【第 19 条関係】

- ・ 部分休業の承認を取消す場合の規定を設けるもの。